

## 元従業員の労災認定について

当社元従業員がアスベスト関連の疾患により労災認定を受けましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 労災認定について

当該元従業員は、平成 9 年 3 月に当社を定年退職した後、中皮腫と診断され、平成 13 年 4 月に死亡(享年:64 歳)しましたが、大阪南労働基準監督署から労災認定を受けた旨、7 月 26 日にご遺族から連絡がありました。

#### 2. 元従業員の経歴及び作業内容について

当該元従業員は昭和 32 年 11 月に入社して以来、軌道部門の車体職場で主に木工関係の業務に従事していました。そして、昭和 55 年 12 月に当社が軌道事業を分離し、阪堺電気軌道(株)として独立した以降も車体整備業務に従事していました。昭和 60 年以降、一部にアスベスト成形品が使用される制御器等の整備に携わることがありましたので、アスベストを吸引した可能性を否定しきれません。

#### 3. 対応について

阪堺電気軌道(株)では、車両保守部門勤務の全従業員及び O B 従業員を対象として、希望者全員に定期健康診断とは別に胸部エックス線直接撮影などの健康診断を実施しました。その結果、全員に異常は見受けられませんでした。今後も希望者が出た場合は、速やかに健康診断を実施してまいります。

また当社でも、全従業員と O B 従業員を対象とした希望者による健康診断を実施するとともに、車両検車区内においてアスベスト気中含量の測定を実施いたしました。その結果、受診対象者全員がアスベストによる所見はありませんでした。また、環境測定についても測定可能な濃度のアスベストは検出されませんでした。

以 上